

第111期 決算公告

2021年6月30日

福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号  
株式会社 西日本シティ銀行  
代表取締役 村上英之

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け		1,710,262	預金		9,075,506
現預		104,942	当座預金		439,199
預け		1,605,319	普通預金		5,984,768
コ一定ル口一		30,000	貯蓄預金		82,349
特定期取引資		131	通定定期預金		17,405
商商品有価証		131	通定定期積		2,479,533
金銭の信		11,273	その他の預		9,131
有価証		1,489,922	譲渡性預		63,117
国債		365,537	コ一ルマ		187,250
地社株		332,141	売債		208,128
株		259,233	借借取先		194,294
その他の証		131,258	借借取先		41,135
貸出		401,752	借借取先		1,419,110
割手証		8,318,793	借借取先		1,419,110
手証		16,573	借借取先		210
当座		175,549	外 国 為		5
外 国 為		7,429,997	売 渡 外 国 為		205
未 決 済 為 替		696,673	未 決 済 外 国 為		3,205
そ の 他 の 資		11,074	信 託 の 他 定 負		75,920
前未入金		10,687	未 決 済 為 替		9
金 融 商 品 等		257	未 決 済 法 人 税		919
そ の 他 の 資		129	未 決 済 払 費 収		6,138
建 設 費 収		102,551	前 給 付 補 填 備		3,040
土 地 勘 定 資		401	金 融 商 品 等 受 入 担 保		0
建 設 勘 定 資		5,047	金 融 商 品 等 受 入 担 保		9,238
無 形 勘 定 資		4,661	リ 一 ス 債		595
ソ の 他 の 無 形 勘 定 資		46,683	資 産 の 他 の 負		208
前 支 払 倒 損 引 当 金		45,758	退 職 給 付 引 当 金		786
投 資 損 失 引 当 金		113,463	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金		54,980
		31,843	偶 発 損 失 引 当 金		212
		71,474	繰 延 税 金 負 債		1,129
		189	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債		1,220
		354	支 払 承		15,669
		9,600	負 債 の 部 合 計		14,476
		2,998	(純資産の部)		14,600
		2,618	資 本 剰 余 金		85,745
		379	資 本 剰 余 金		85,684
		23,276	資 本 準 備 金		85,684
		14,600	利 益 剰 余 金		275,068
		△ 38,432	利 益 準 備 金		61
		△ 458	そ の 他 利 益 剰 余 金		275,006
			圧 縮 積 立 余 金		2
			繰 越 利 益 剰 余 金		275,004
			株 主 資 本 合 計		446,498
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		62,724
			繰 延 へ ッ ジ 損 益		△1,428
			土 地 再 評 価 差 額 金		29,592
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		90,888
			純 資 産 の 部 合 計		537,386
資 産 の 部 合 計		11,789,458	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		11,789,458

損益計算書

〔 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目		金	額
経	常 用 収 益		119,626
資	金 運 用 収 益	88,382	
貸	出 金 利 配 当	78,091	
有	価 証 券 利 息	9,761	
コ	ー ル ロ ー シ ン 利	△ 20	
預	け 金 利	528	
そ	の 他 の 受 入 利	21	
信	託 報 酬	0	
役	務 取 引 等 収 入	23,727	
受	入 為 替 手 数	7,863	
そ	の 他 の 役 務 収 入	15,863	
そ	の 国 外 為 替 売 買	4,614	
外	国 債 等 債 券 売 却	589	
国	債 等 債 券 償 還	3,997	
所	の 他 の 業 務 収 入	25	
そ	の 他 の 経 常 収 入	2,902	
債	却 債 権 取 立	189	
株	式 等 売 却	2,059	
金	の 他 の 信 託 運 用	14	
そ	の 他 の 経 常 収 入	639	
経	常 費 用		98,572
資	金 調 達 費	2,127	
預	金 性 預 金 利 息	736	
讓	渡 一 マ ネ ー 利	37	
コ	一 現 先 利	△ 39	
売	債 借 取 引 支 払 利	911	
債	券 貸 借 金 利	44	
借	用 債 利	241	
社	の 他 の 支 払 利	61	
そ	の 他 の 支 払 利	133	
役	務 取 引 等 費 用	15,313	
支	払 為 替 手 数	1,792	
所	の 他 の 役 務 費 用	13,520	
特	定 取 引 費 用	4	
商	品 有 価 証 券 費 用	4	
所	の 他 の 業 務 費 用	1,854	
国	債 等 債 券 売 却 損	846	
国	債 等 債 券 償 還 損	335	
金	融 派 生 商 品 費	88	
營	の 他 の 経 常 費 用	584	
所	の 倒 引 当 金 繰 入	69,366	
貸	出 金 繰 入	7,111	
貸	株 式 等 売 却 損	405	
株	式 等 償 却 損	94	
金	の 他 の 信 託 運 用	18	
そ	の 他 の 経 常 費 用	25	
		2,250	
経	常 別 利 益		21,053
特	固 定 資 産 処 分	401	401
特	別 資 産 処 分		1,231
	固 定 資 産 損 失	411	
	減 損 損 失	817	
	そ の 他 の 特 別 損 失	2	
税	引 前 当 期 純 利 益		20,223
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,229	
法	人 税 等 調 整	155	
法	人 税 等 合 計		5,384
当	期 純 利 益		14,838

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

### 重要な会計方針

#### 1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しています。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っています。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えています。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く。）の評価は、時価法により行っています。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しています。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物　　3年～60年

その他　　2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しています。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、零としています。

#### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しています。

## 6. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しています。

また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上し、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査室が査定結果を監査しています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,941百万円です。

### (2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券及びゴルフ会員権等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しています。

### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しています。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっています。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

### (4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しています。

### (5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に係る債権に関して、将来発生する可能性のある負担金支払額及び、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しています。

## 7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。

## 8. ヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っています。ヘッジの有効性評価の方法については、ヘッジ会計に関する運営ルールに則り、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えています。このほか、金利スワップの特例処理を行っており、ヘッジの有効性の評価については、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えています。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 25 号 2020 年 10 月 8 日。以下「業種別委員会実務指針第 25 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

### (3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している為替スワップ取引に対して、業種別委員会実務指針第 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該為替スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っています。

## 9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

## 10. 連結納税制度の適用

株式会社西日本フィナンシャルホールディングスを連結納税親会社とする連結納税制度を適用しています。

## 11. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約・償還に伴う差損益については、「有価証券利息配当金」に計上しています。但し、投資信託の期中収益分配金が全体で損となる場合は、その金額を「国債等債券償還損」に計上しています。

当事業年度は、投資信託の期中収益分配金が全体で損となるため、「国債等債券償還損」に 92 百万円を計上しています。

## 未適用の会計基準等

- ・収益認識に関する会計基準（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 30 日）
- ・収益認識に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第 30 号 2020 年 3 月 30 日）

### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準です。収益は、次の 5 つのステップを適用し認識されます。

ステップ 1：顧客との契約を識別する。

ステップ 2：契約における履行義務を識別する。

ステップ 3：取引価格を算定する。

ステップ 4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ 5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

### (2) 適用予定日

2022 年 3 月期の期首より適用予定です。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年 7 月 4 日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日）

#### (1) 概要

国際的な会計基準の定めと比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。

時価算定基準等は次の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

#### (2) 適用予定日

2022 年 3 月期の期首より適用予定です。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

### 表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日）を当事業年度の財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しています。

### 重要な会計上の見積り

#### 1. 貸倒引当金

##### (1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した金額

貸倒引当金 38,432 百万円

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

###### ①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「6. 引当金の計上基準」「(1)貸倒引当金」に記載しております。

###### ②主要な仮定

主要な仮定は、(ア)「債務者区分の判定における債務者の将来の業績見通し」、(イ)「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動停滞の影響期間」及び(ウ)「キャッシュ・フロー見積法における将来の債務者区分遷移や回収予定額」です。

それぞれの仮定の内容は以下のとおりです。

###### (ア)「債務者区分の判定における債務者の将来の業績見通し」

債務者の将来の業績見通しは、各債務者の返済状況、財務内容、業績に基づき、債務者の返済能力を個別に評価し、設定しています。

###### (イ)「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動停滞の影響期間」

翌事業年度（2022 年 3 月期）も継続するとの仮定を置いています。こうした仮定のもと、当事業年度（2021 年 3 月期）においては、特定の債務者について、足元の業績、新型コロナウイルス感染症が今後の業績に与える影響等を総合的に勘案して債務者区分を見直し、貸倒引当金を 4,742 百万円計上しています。

###### (ウ)「キャッシュ・フロー見積法における将来の債務者区分遷移や回収予定額」

将来の債務者区分遷移や回収予定額は、各債務者の返済状況、将来計画に基づき、個別に評価し、設定しています。

###### ③翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

主要な仮定は、いずれも不確実なものであり、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 追加情報

(会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)を当事業年度の財務諸表から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しています。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当行は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 360 百万円
2. 消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に 4,502 百万円含まれています。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 4,064 百万円、延滞債権額は 99,734 百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 128 百万円です。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 34,762 百万円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 138,691 百万円です。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日)に基づき金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は 16,831 百万円です。
8. 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産	
預け金	33 百万円
有価証券	1,054,840 百万円
貸出金	1,441,007 百万円

担保資産に対応する債務	
預金	16,806 百万円
コールマネー	39,300 百万円
売現先勘定	194,294 百万円
債券貸借取引受入担保金	41,135 百万円
借入金	1,418,820 百万円

上記のほか、先物取引証拠金等の代用として、有価証券 1,141 百万円を差し入れています。  
子会社、子法人等及び関連法人等の借入金等の担保として差し入れているものはありません。  
また、その他の資産には、保証金 1,778 百万円が含まれています。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,106,672 百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 2,021,613 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。



10. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った年月日	1998年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める近隣の地価公示法（1969年公布法律第49号）及び同条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| 11. 有形固定資産の減価償却累計額 | 61,763百万円 |
| 12. 有形固定資産の圧縮記帳額   | 6,469百万円  |
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は17,386百万円です。
14. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額17百万円
15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。
- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| 16. 関係会社に対する金銭債権総額 | 43,501百万円 |
| 17. 関係会社に対する金銭債務総額 | 5,455百万円  |
18. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託3,205百万円です。
19. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、9.58%です。

#### （損益計算書関係）

関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	128百万円
役員取引等に係る収益総額	5百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	12百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役員取引等に係る費用総額	830百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	3,493百万円

#### （金融商品関係）

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当行は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務など銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っており、市場の状況や長短のバランスを勘案して、資金の運用及び調達を行っています。これらの事業を行うため、オフバランス取引を含む銀行全体の資産・負債を対象として、リスクを統合的に把握し、適正にコントロールすることで、合理的かつ効率的なポートフォリオを構築し、収益の極大化・安定化を目指した資産・負債の総合管理(ALM)を実施しています。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行の総資産の70%程度を占める貸出金は、主として国内の法人及び個人に対するものであり、契約不履行によってもたらされる信用リスクを内包しています。大口貸出先の信用力の悪化や担保価値の大幅下落、その他予期せぬ問題等が発生した場合、想定外の償却や貸倒引当金の積み増しといった信用コストが増加するおそれがあり、また、資産運用ウェイトからもその影響力は大きく、財政状態及び業績に悪影響を与える可能性があります。有価証券は、主に株式、債券及び投資信託等であり、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスクを内包しています。市場性のある株式については、マーケットの動向次第では株価の下落により減損または評価損が発生し、債券についても、今後、景気の回復等に伴い金利が上昇した場合、保有する債券に評価損が発生するなど、価格変動リスクを内包しています。

借入金及び社債については、当行で、財務内容の悪化等により資金繰りに問題が発生したり、資金の確保に通常より高い金利での資金調達を余儀なくされた場合、また、市場の混乱等による市場取引の中止や、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされた場合、その後の業務展開に影響を受けるなど流動性リスクを内包しています。

デリバティブ取引には、金利スワップ取引、先物為替取引、通貨スワップ取引及び通貨オプション取引等があります。これらの取引は、主にオン・バランス資産・負債の市場リスクの管理・軽減を目的としたヘッジ取引であり、一部トレーディング業務における相場等の短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的としています。ヘッジ取引の内容は、主として、金利スワップによる固定金利貸出等の金利変動リスクに対するヘッジ、及び先物為替・通貨オプション取引等による外貨建資産・負債の為替変動リスクに対するヘッジであり、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎として、ヘッジの有効性を評価しています。但し、特例処理によっている金利スワップについては、継続的に特例処理の要件を検討することにより、有効性の評価を省略しています。これらのデリバティブ取引は、金利・為替・株価等の変動により保有ポジションの価値が減少する市場リスク、及び取引の相手方が契約不履行となった時点において損失を被る信用リスクを内包しています。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスクの管理

当行では、信用リスクが最重要リスクであるとの認識のもと、信用リスク管理の基本的な考え方を定めた「信用リスク管理方針」や与信行動規範である「クレジットポリシー」に基づき、信用リスク管理の強化に取り組んでいます。

個別案件の与信は、厳正な審査基準に基づいた審査を行っているほか、特に一定の基準を超える案件については、融資部の専門スタッフによる高度な審査を通して資産の健全性の維持に努めています。

貸出ポートフォリオについても、「信用格付制度」をベースに「信用リスクの定量分析」や「業種別ポートフォリオ管理」を通して特定の業種や取引先に偏ることのないようリスク分散に留意しています。

また、適正な償却・引当を実施するため、資産の自己査定を行い、監査部内の資産監査室において自己査定の実施状況及びこれに基づく償却・引当の妥当性を監査しています。

#### ② 市場リスクの管理

当行では、市場取引の執行部署(フロントオフィス)と事務処理部署(バックオフィス)を明確に分離し、市場部門から独立したリスク統括部をリスク管理担当(ミドルオフィス)として市場取引の損益状況や市場リスク関連規程等の遵守状況をチェックするなど、相互牽制を行う体制を整備しています。

また、BPV、VaR 法等の複数のリスク計測手法により、管理手法の高度化を図る一方、市場リスクの許容限度を設定し、許容できる一定の範囲内に市場リスクをコントロールすることにより、安定した収益の実現に努めています。

#### ③ 流動性リスクの管理

当行では、流動性リスクが顕在化した場合、経営破綻やシステミックリスクが発生する懸念もあることから、流動性リスクを重要なリスクのひとつと認識しており、十分な支払準備資産の確保、様々な緊急事態を想定した「コンティンジェンシープラン(危機管理計画書)」の策定等により、流動性リスクに備えています。

日常の資金繰りは、資金繰り管理部署である資金証券部・市場証券部が市場性資金の運用・調達を行い、流動性リスク管理部署であるリスク統括部が資金繰り状況を確認する等の相互牽制を行う体制を整備しており、円滑かつ安定的な資金繰りの維持に努めています。

#### ④ デリバティブ取引に係るリスク管理

デリバティブ取引は、社内規定に則って作成された運営ルールにより執行されています。当該ルールに、デリバティブ取引の範囲、権限、責任、手続、限度額、ロスカットルール及び報告体制に関するルールが明記されており、各種リスク状況は所管部で管理し、毎月、ALM 委員会等で経営陣に報告しています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めていません(注2)参照。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	1,710,262	1,710,262	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	15,971	16,341	369
その他有価証券	1,457,533	1,457,533	—
(3) 貸出金	8,318,793		

貸倒引当金(* 1)	△38, 175		
	8, 280, 617	8, 383, 844	103, 226
資産計	11, 464, 385	11, 567, 982	103, 596
(1) 預金	9, 075, 506	9, 075, 717	210
(2) 譲渡性預金	187, 250	187, 250	—
(3) コールマネー	208, 128	208, 128	—
(4) 売現先勘定	194, 294	194, 294	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	41, 135	41, 135	—
(6) 借入金	1, 419, 110	1, 412, 912	△6, 198
負債計	11, 125, 425	11, 119, 437	△5, 987
デリバティブ取引(* 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	100	100	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(2, 315)	(2, 315)	—
デリバティブ取引計	(2, 215)	(2, 215)	—

(\* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(\* 2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しています。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法

##### 資 産

##### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しています。なお、当初契約期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

##### (2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表しています売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格もしくは当行が合理的に算出した価格を時価としています。投資信託は公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としています。外国証券は取引金融機関及び金融情報提供会社から提示された価格を時価としています。

自行保証付私債は将来キャッシュ・フローを市場金利に信用リスクを反映した利率で割り引いて時価を算定しています。

##### (3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスクを反映した利率で割り引いて時価を算定しています。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としています。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としています。

##### 負 債

##### (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しています。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いています。なお、当初契約期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

##### (3) コールマネー、(4) 売現先勘定、及び(5) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

##### (6) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利に信用リスクを反映した利率で割り引いて現在価値を算定しています。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

#### デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利オプション、金利スワップ）、通貨関連取引（為替予約、通貨オプション、通貨スワップ）です。これらの取引はすべて店頭取引であり、時価は、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出しています。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれていません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)(*2)	13,402
② 組合出資金(*3)	3,015
合 計	16,417

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(\*2) 当事業年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っています。

(\*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

#### （有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれています。

##### 1. 売買目的有価証券（2021年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
売買目的有価証券	△0

##### 2. 満期保有目的の債券（2021年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	15,971	16,341	369
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	15,971	16,341	369
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		15,971	16,341	369

##### 3. 子会社株式及び関連法人等株式（2021年3月31日現在）

時価のあるものは該当ありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連法人等株式は、以下のとおりです。

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社株式	30
関連法人等株式	330
合計	360

4. その他有価証券（2021年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	107,398	33,197	74,200
	債券	420,296	417,642	2,654
	国債	98,274	97,412	861
	地方債	105,396	105,219	176
	社債	216,625	215,009	1,616
	その他	278,638	258,640	19,998
	外国債券	187,246	178,114	9,132
	その他	91,392	80,525	10,866
	小計	806,333	709,480	96,853
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	10,458	12,436	△1,978
	債券	520,644	522,845	△2,200
	国債	251,292	252,880	△1,587
	地方債	226,744	227,232	△487
	社債	42,607	42,733	△126
	その他	120,097	123,306	△3,209
	外国債券	75,090	77,168	△2,078
	その他	45,007	46,138	△1,131
	小計	651,200	658,589	△7,388
合計	1,457,533	1,368,069	89,464	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株式	13,041
その他	3,015
合計	16,057

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	190	280	—
債券	13,241	1	△267
国債	13,146	—	△267
地方債	—	—	—
社債	95	1	—
その他	59,414	5,754	△578
外国債券	52,008	3,955	△578
その他	7,405	1,799	—
合計	72,846	6,036	△846

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

## 8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得価格に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められるもの以外については、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しています。

当事業年度における減損処理額は、104百万円（うち、株式16百万円、社債88百万円）です。

当該有価証券の減損処理については、時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄は全て、また同下落率が30%以上50%未満の銘柄については、発行会社の業況や過去一定期間の時価の下落率等を考慮し、時価の著しい下落に該当するもの、かつ時価の回復可能性があるものと認められるもの以外について実施しています。

## （金銭の信託関係）

### 1. 運用目的の金銭の信託（2021年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	4,973	—

### 2. 満期保有目的の金銭の信託（2021年3月31日現在）

該当ありません。

### 3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2021年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	6,300	6,300	—	—	—

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

## （税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

### 繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	13,180	百万円
退職給付引当金	1,052	
減価償却の償却超過額	1,893	
その他	6,002	
繰延税金資産小計	22,129	
評価性引当額	△6,245	
繰延税金資産合計	15,884	

### 繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△1	
会社分割に伴う有価証券評価損等	△23	
退職給付信託設定益	△3,647	
資産除去債務	△57	
譲渡損益調整勘定	△1,081	
その他有価証券評価差額金	△26,740	
その他	△1	
繰延税金負債合計	△31,553	
繰延税金負債の純額	△15,669	百万円

(持分法損益等)

関連会社に対する投資の金額	330 百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	755 百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	88 百万円

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	689 円 02 銭
1 株当たりの当期純利益	19 円 02 銭

(関連当事者との取引)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	株式会社西日本フィナンシャルホールディングス	被所有直接 100.0%	経営管理等 役員の兼任	経営管理料の 支払 (注) 1	830	—	—
				配当金の支払	4,523	—	—
				融資取引	—	貸出金	43,500
				貸出金利息の 受取 (注) 2	107	未収収益	1

上記の取引金額には消費税が含まれていません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 経営管理料は、親会社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定され、  
当行においてもその妥当性を検証しています。

(注) 2. 取引条件ないし取引条件の決定方針は、一般取引先と同様の条件によっています。

2. 子会社、子法人等及び関連法人等

該当ありません。

3. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の 子会社	西日本信用保証株式会社	—	役員の兼任 ローン等に係 る保証委託	被保証債務 (注)	1,239,557	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 西日本信用保証株式会社より、当行の住宅ローン等に対して保証を受けています。

保証条件は、商品ごとに保証対象の住宅ローン等の信用リスク等を勘案して決定しています。

4. 役員及び個人主要株主等

該当ありません。

## 信託財産残高表（2021年3月31日現在）

（単位：百万円）

資 産	金 額	負 債	金 額
銀 行 勘 定 貸	3,205	金 銭 信 託	3,205
合 計	3,205	合 計	3,205

（注）共同信託他社管理財産の取扱いはありません。

（付）元本補填契約のある信託の内訳は次のとおりです。

### 金 銭 信 託

（単位：百万円）

資 産	金 額	負 債	金 額
銀 行 勘 定 貸	3,205	元 本	3,205
		そ の 他	0
計	3,205	計	3,205